

低所得の子育て世帯に給付金

子ども1人につき5万円を支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、低所得の子育て世帯を対象に特別給付金を支給します。次に該当する人は、町へ支給申請をしてください。

※今年4月分の児童手当を受給した人(公務員を除く)や今年4月以降に生まれた児童

▽申請が必要な人 ▼高校生を養育している人は申請不要です。

▽支給額 子ども1人につき5万円

▽対象者 次のどちらにも当てはまる人 ▼令和3年度住民税が非課税もしくは今年1月1日以降に収入が減少し、非課税相当になっている ▼高校生以下の子どもを養育している

▽申請が必要の人 ▼高校生を養育している人は申請不要です。

▽支給額 子ども1人につき5万円

▽対象者 次のどちらにも当てはまる人 ▼令和3年度住民税が非課税もしくは今年1月1日以降に収入が減少し、非課税相当になっている ▼高校生以下の子どもを養育している

▽申請が必要の人 ▼高校生を養育している人は申請不要です。

利用者を公募します



町では、土地の活用を目的に、織笠地区の町有地2区画の利用者を公募します。

▽公募期間 7月16日～30日(土・日曜日、祝日は除く)

▽公募地 織笠第11地割302-1の一部

▼①423・46平方尺

▼②527・86平方尺

▽利用条件 ▼申請者が利用すること貸店舗としては利用できません ▼居住を目的としないこと

みまを養育している人 ▼公務員で児童手当を職場から受給している人 ▼高校生以下の子どもを養育していて、今年1月1日以降に収入が減少して非課税相当になった人

▽申請書配布場所 町健康子ども課窓口

▽申請期限 来年2月28日

◆申請先・問い合わせ 町健康子ども課子ども子育て係(☎82-3111内線602)へ。

▽注意事項 ▼土地は現状のまま引き渡します。事前に現地をご確認ください。▼建物設置の有無で賃料や貸付期間などが異なります。

▽申請方法 町のホームページに掲載の募集要項を確認の上、申請書に必要事項を記入し、提出してください。申請書は町都市計画課窓口で配布するほか、町のホームページからもダウンロードできます。

◆申請先・問い合わせ 町都市計画課宅地管理係(☎82-3111内線241、242)へ。

北浜関谷線が供用開始 16日正午から通行できます



町が整備を進めていた「都市計画道路北浜関谷線」が16日に供用します。当日は正午から通行できます。

◆問い合わせ 町都市計画課都市計画係(☎82-3111内線256)へどうぞ。

町道秀禪上線が通行止め 期限は8月31日まで



大浦地区の秀禪川改修工事に伴い、町道秀禪上線を終日通行止めとします。期間中は迂回路を通行してください。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▽期間 7月15日～8月31日

※期間中は現地付近に誘導看板を設置します。天候などで期間が変わる場合があります。

◆問い合わせ 町建設課計画工務係(☎82-3111内線234、237)へご連絡ください。